

特殊法人の独立行政法人化等に伴う政府出資額の増減について

旧法人名	国際協力事業団	政府出資額	134,793,510,570円
新法人名 (業務承継法人名)	独立行政法人国際協力機構	政府出資額	88,508,041,131円
組織変更年月日 (業務承継年月日)	平成15年10月1日	増減額	△46,285,469,439円
政府出資額が増減することの根拠法令	独立行政法人国際協力機構法（平成14年12月6日法律第136号） 附則 （国際協力事業団の解散等） 第2条 国際協力事業団（以下「事業団」という。）は、機構の成立の時ににおいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時ににおいて機構が承継する。 2～5 略 6 第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対し出資されたものとする。 7 前項の資産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。		
政府出資額が増減した理由	・国への資産承継（国庫納付）による減（約△435億円） ・外国為替差損や減価償却費等の処理による減（約△72億円） ・貸倒引当金計上基準の変更による減（約△30億円） ・退職給与引当金及び資産見返勘定の廃止などによる増（約77億円） ・固定資産等の計上基準の変更等による減（約△3億円）		
備考			

特殊法人の独立行政法人化等に伴う政府出資額の増減について

旧法人名	国際協力銀行 (国際協力銀行の業務は、(独)国際協力機構と(株)日本政策金融公庫に承継されており、右は、前者に承継した海外経済協力業務に係る政府出資額のみを記載)	政府出資額	7,944,570,087,872円
新法人名 (業務継承法人名)	独立行政法人国際協力機構 (右は、国際協力銀行から承継された業務に係る政府出資額のみを記載)	政府出資額	7,307,565,785,510円 【参考】準備金考慮後：7,805,169,252,734円
組織変更年月日 (業務継承年月日)	平成20年10月1日	増減額	△637,004,302,362円 【参考】準備金考慮後：△139,400,835,138円
政府出資額が増減することの根拠法令	独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律（平成18年11月15日法律第100号） 附則 (権利及び義務の承継) 第2条 この法律の施行の時ににおいて現に国際協力銀行が有する権利及び義務であつて次に掲げるものは、次項の規定により国が承継する資産を除き、権利及び義務の承継に関し必要な事項を定めた承継計画書において定めるところに従い、その時ににおいて独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）が承継する。 (1) 附則第11条の規定による改正前の国際協力銀行法（平成11年法律第35号。以下この条から附則第4条まで及び附則第6条において「改正前国際協力銀行法」という。）第23条第2項に規定する海外経済協力業務に係る権利及び義務 (2) 改正前国際協力銀行法第56条第1号に規定する役員及び職員その他の管理業務に係る権利及び義務のうち機構が承継することとされたもの 2 前項各号に掲げる業務に係る権利のうち、機構がそれらの業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、この法律の施行の時ににおいて国が承継する。 3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。 4～6 略 7 第1項の規定により機構が国際協力銀行の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する資産の価額（改正前国際協力銀行法第44条第2項の規定により積立金として積み立てられている金額があるときは当該金額を控除した金額とし、同条第3項の規定により繰越欠損金として整理されている金額があるときは当該金額を加算した金額とする。）から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対し追加して出資されたものとする。 8 前項の資産の価額は、施行日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。 9 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。 10 第1項の規定により機構が国際協力銀行の権利及び義務を承継したときは、その承継の際改正前国際協力銀行法第44条第2項の規定により積立金として積み立てられている金額又は同条第3項の規定により繰越欠損金として整理されている金額は、この法律による改正後の独立行政法人国際協力機構法（以下この条、次条及び附則第6条において「新法」という。）第17条第2項第2号に規定する有償資金協力勘定において、それぞれ新法第31条第5項の準備金又は同条第6項の繰越欠損金として整理しなければならない。 11 国際協力銀行は、第1項の規定により機構が国際協力銀行の権利及び義務を承継したときは、その承継の際改正前国際協力銀行法第41条第1項第2号に掲げる業務に係る勘定に属する資本金の額により資本金を減少するものとする。		
政府出資額が増減した理由	・国への資産承継による減（約△6億円） ・貸付金・貸倒引当金等の計上基準の変更等による減（約△1,535億円） ・退職給与引当金・賞与引当金等の計上による減（約△67億円） ・固定資産等の計上基準の変更等による増（約116億円） ・独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律附則第2条第7項による積立金の減（約△4,878億円）		
備考	独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律に規定される積立金（4,878億円）は、同法附則第2条第10項に基づき、国際協力銀行海外経済協力勘定平成20年度利益金（98億円）を加算の上、準備金（4,976億円）として純資産に計上される。従って、準備金考慮後の政府出資額の増減額は△1,394億円となる。		